

民間事業者の皆様へ

大阪市の
個人情報取扱指針改正について

令和4年4月1日施行

～ 令和2年個人情報保護法改正
に伴う主な改正点について～

令和3年10月
大阪市民政局

事業者が知っておきたい!

個人情報取扱指針改正のポイント!!

令和4年4月1日
から施行されます



1. 不適正な利用の禁止

違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法で、個人情報を利用してはならないことを指針に明記しました!

2. 個人データ漏えい時等の対応

個人データ※₁を漏えい等※₂した場合には、**本人への通知**と個人情報保護委員会への報告が**義務化**されました!

- 1 個人情報保護法に定める仮名加工情報である個人データを除きます。
- 2 一定数以上の個人データの漏えい、一定の種類に該当する場合に限定されます。

3. 開示に関する対応の義務強化

本人の保有個人データを開示する際、**本人が希望する場合、原則として電子データでの開示**を行うことが義務化されました!

4. 第三者提供（オプトアウト規定）

①オプトアウト規定で本人の同意なしに第三者に提供できる個人データの制限が厳しくなりました！

! 次の場合はオプトアウトによる個人データの提供／取得は禁止です

◆ 要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など）

新設 不適正取得された個人データ

新設 オプトアウトで取得した個人データをさらにオプトアウトにより提供

Q. オプトアウト規定って何？

本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度



オプトアウト規定について、個人情報保護委員会へ事前に届け出る事項が追加 されました！

新設 A 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

B 当該利用目的

C 第三者に提供される個人データの項目

新設 D 第三者に提供される個人データの取得の方法

E 第三者への提供の方法

F 本人の求めに応じて当該個人データの第三者への提供を停止することとしていること

G 本人の求めを受け付ける方法

新設 H その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

経過措置で令和3年10月1日から個人情報保護委員会へ届け出ることができます。

お問い合わせ先等

このお知らせでは、令和2年個人情報保護法改正に伴う大阪市個人情報取扱指針改正の主な改正点を中心に解説しています。

さらに詳しくお知りになりたい方は、下記相談窓口や出前講座をご活用ください。

相談窓口

○個人情報保護委員会（国の専門機関）

個人情報保護法の解釈についての一般的な質問や、事業者の個人情報の取扱に関する苦情など

個人情報保護法相談ダイヤル：03-6457-9849

HP：<https://www.ppc.go.jp/>



○大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権企画課（個人情報保護担当）

事業者の個人情報の取扱いについての苦情や相談

大阪市北区中之島1-3-20 **電話**：06-6208-7611

HP：<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000021636.html>



○大阪市消費者センター

消費者相談にともなう個人情報保護の苦情や相談

大阪市住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンターITM棟3階

電話：06-6614-0999

HP：<https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/page/0000370871.html>



出前講座 「個人情報の保護について～まもって活かす個人情報～」

市民、民間事業者の方々に対し、市職員がご説明します

【実施時間】 1時間程度

【申込み】 大阪市生涯学習提供システム「いちょうネット」の「大阪市出前講座」からお申込み可

【ホームページ】 <https://www.manabi.city.osaka.lg.jp/yoyaku/Deliverylecture.html>

【問合せ】 大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権企画課（個人情報保護担当）

電話：06-6208-7611 **FAX**：06-6202-7073

